



会員規約

法人名：NPO ハワイシニアライフ協会（英文名：Hawaii Senior Life Enrichment Association、略称：HISLEA、または、英文名：Hawaii Aloha Life Enrichment Association、略称：HALE 以下、協会）は、定款および理事会で定められた決議に基づき、下記のように会員規約を定める。

【第1条】（会員資格）

- （1）協会の目的に賛同するものは個人・法人・団体を問わず会員の資格がある。
- （2）会員の資格は国籍・人種・肌の色・信条・宗教・性別・年齢・ハンディキャップ・配偶者の有無を問わない

【第2条】（会員の種類）

1. 個人会員

- （1）一般会員：一般会員として入会を申し込み、入会金並びに年会費を支払った個人
- （2）夫婦・家族会員：夫婦・家族会員として入会を申し込み、入会金並びに年会費を支払った家族（2名）
- （3）個人寄付会員：個人寄付会員として入会を申し込み、入会金並びに一括寄付金を支払った個人

2. 法人会員

- （1）法人一般会員：法人一般会員として入会を申し込み、入会金並びに年会費を支払った企業、パートナーシップ、LLC、その他の団体（代表者を2名まで指定可能）
- （2）法人協力会員：法人協力会員として入会を申し込み、入会金並びに年会費を支払った企業、パートナーシップ、LLC、その他の団体（代表者を4名まで指定可能）

3. 特別会員

- （1）特別サポート会員：特別サポート会員として入会を申し込み、入会金並びに年会費を支払った個人、企業、パートナーシップ、LLC、その他の団体（代表者を2名まで指定可能、契約期間は3年間）
- （2）特別名誉会員：長年に渡り協会への貢献度が高く、執行役員会にて承認を得た個人、企業、パートナーシップ、LLC、その他の団体（代表者を2名まで指定可能、契約期間は3年間）

【第3条】（入会の申し込み）

入会申込者は、協会が指定する入会申込書に必要事項を記入し、別途定められた入会金並びに初年度の年会費を添えて申し込む。

【第4条】（入会の承認）

理事会は入会申込者の資格を審査し、入会を承認、または不承認とする。会員証、本会員規約、並びにサービス利用案内の送付をもって、入会の承認とする。不承認となった者は、入会申込書と入会金並びに初年度年会費を返却する。

【第5条】（退会）

会員は退会する理由を書面で協会に提出すれば、いつでも退会できるものとする。但し、一旦支払われた入会金、年会費、寄付金等は一切返却されない。

【第6条】（会員資格の解除・停止）

協会の利益に背くとみなされる会員の言動があった場合には、協会は理事会の裁量と決定をもって、会員資格を解除、または停止することができる。手続きについては定款の規定に基づく。



【第7条】（会費）

- (1) 会員の種類に基づく入会金、年会費、一括会費は、理事会が別途定める会費規定による。
- (2) 会費は理事会の承認を得て、適宜改訂できる。

【第8条】（寄付）

個人寄付会員の寄付金の最低額は、理事会が適宜定める。

【第9条】（会員資格の更新）

会員資格は、更新期限内に所定の会費を支払うことにより、自動的に更新される。

【第10条】（会員証の発行）

- (1) 入会を承認された会員には会員証を発行する。
- (2) 会員証は毎年発行するものとする。ただし終身会員については、一度発行したものを有効として、毎年
の更新発行は行わない。会員資格が失効した場合は、その時点で会員証も自動的に無効となる。
- (3) 法人会員証の発行については、法人一般会員には20枚の無記名会員証、法人協力会員には40枚の無記
名会員証を発行する。
- (4) 紛失などによる会員証の再発行については、別途定める再発行費用を徴収する。

【第11条】（サービスの享受）

- (1) 会員は協会が定める様々なサービスを受けることができる。
- (2) 協会が提供するサービスの利用に関しては、別途定める「サービス利用規則」に基づく。

【第12条】（会員年次総会）

- (1) 会員による年次総会は、開催時期、場所、目的を会長または理事会により決定し開催される。総会招集
通知は14日～60日前に会員に送付される。会員は委任状をもって出席に変えることができる。
- (2) 総会の定足数は定款の規定に基づく。

【第13条】（その他の規定）

本会員規約に定めのない規定については、理事会が別途定める規定、定款、ハワイ州の非営利団体規則（State of Hawaii Nonprofit Corporation Statutes）に基づくものとする。

【第14条】（改訂）

本会員規則は、理事会の承認をもって適宜改訂することができる。

【第15条】（会員規則の発行）

本会員規則は、2007年11月1日より発効する。
本会員規則は、2008年10月3日一部改訂する。
本会員規則は、2009年6月26日一部改訂する。
本会員規則は、2015年2月1日一部改訂する。
本会員規則は、2017年7月1日一部改訂する。
本会員規則は、2019年10月1日一部改訂する。

以上